



# エネルギー使用合理化等事業者支援事業 (小規模事業者実証分)

この補助金は、小規模事業者による省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入に要する経費の一部を補助すること(以下「補助事業」という。)により、小規模事業者における省エネルギーを推進することを目的とします。

## 補助案件

### (1) 補助対象者

- ・「中小企業基本法」第2条第5項に基づく小規模事業者であること。
- (定義) 製造業等その他の業種 従業員20人以下、商業・サービス業 従業員5人以下
- ・賃貸ビル・部屋に設置するものも対象としますが、設置後から実績報告時までの間に賃貸契約が成立していなかった場合は、当該機器に対しては、補助金交付を行いません。

### (2) 補助上限額、補助率

補助上限額: 50万円 補助率: 1/3

### (3) 補助対象機器、補助対象要件

- ① トップランナー基準を満たす以下の機器更新であること。
  - (a) 業務用エアコンディショナー (b) 業務用冷蔵庫 (c) 業務用冷凍庫(業務用冷凍冷蔵庫を含む)
- ② 機器の更新とともに、電力量計測器を設置し、機器更新後から平成26年12月31日までの電力使用量を添付すること。

### (4) 補助対象経費

- ① 設計費: 補助事業の実施に必要な設計費
- ② 設備費: 業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵庫及び業務用冷凍庫(業務用冷凍冷蔵庫を含む)並びにその附属品並びに電力量計測器の購入に必要な経費
- ③ 工事費: 設備の据付工事及びそれに付随する配線等の購入・据付に必要な経費
- ④ 諸経費: 冷媒漏えい点検記録簿等にてフロン管理を行うために必要な経費

## 応募手続き・スケジュール等

### (1) 募集期間

1次締切	5/27(火)必着	採択時期: 6月中旬予定
2次締切	6/27(金)必着	採択時期: 7月中旬予定
3次締切	7/25(金)必着	採択時期: 8月中旬予定
4次締切	8/27(水)必着	採択時期: 9月中旬予定
最終締切	9/19(金)必着	採択時期: 10月上旬予定

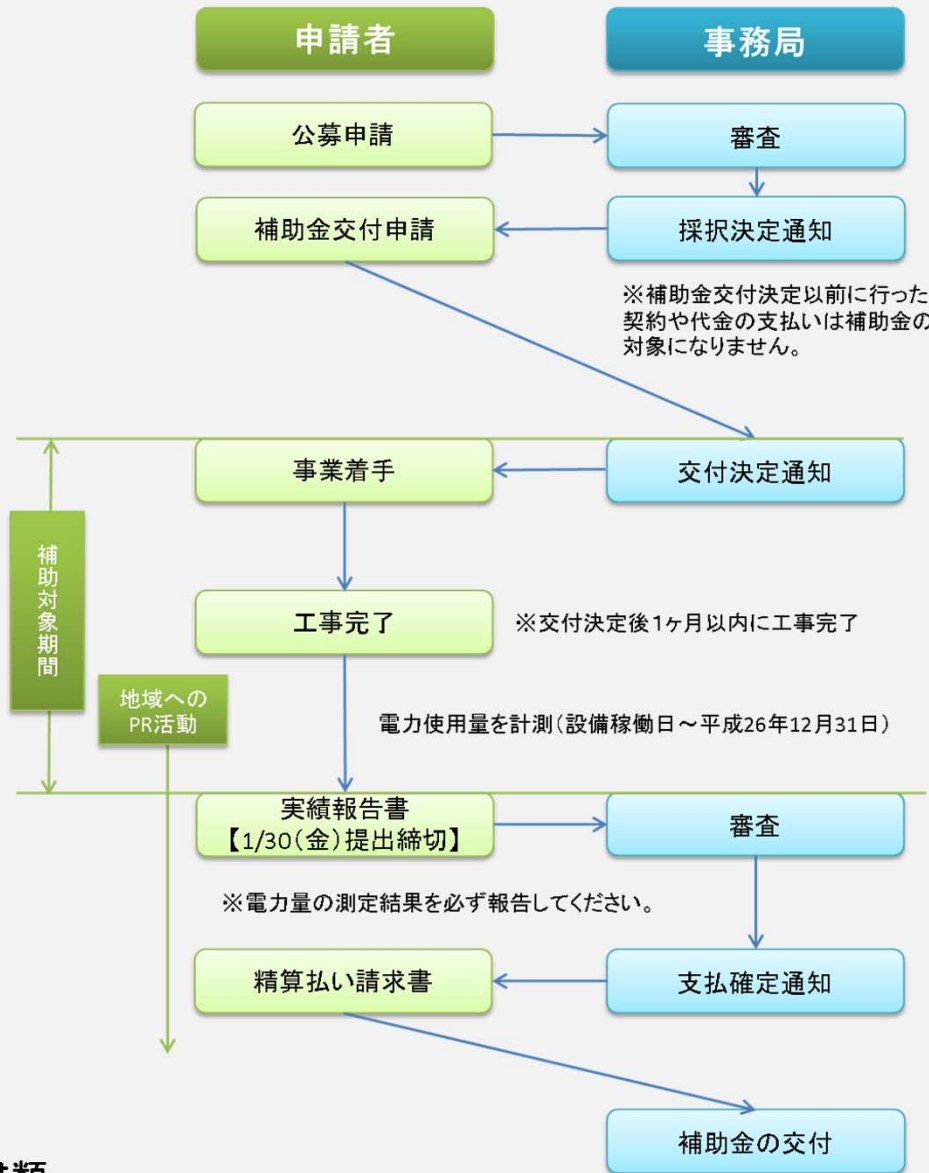
### (2) 事業の申請

申請される事業者は、所定の様式に従い、申請書類一式を作成し、事務局である環境経済株式会社に提出して下さい。



# エネルギー使用合理化等事業者支援事業 (小規模事業者実証分)

## (3) 概要フロー図



## (4) 応募に必要な書類

補助金交付申請書及び必要な添付資料を提出して頂きます。詳細は当社Webサイトの公募要領をご覧ください。 [環境経済株式会社Webサイト http://kankyo-keizai.jp/](http://kankyo-keizai.jp/)

## 書類提出先・問合せ先

公募事務局：環境経済株式会社

〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目8番13号 花月ビル2F 環境経済株式会社

電話番号 <受付時間 平日 9:00 から11:30、13:00 から17:00>

(事業に関する問合せ) 03-6228-6851

(申請に関する問合せ) 03-6228-7342

※提出書類郵送時は、宛先のほか

「エネルギー使用合理化等事業者支援事業(小規模事業者実証分)申請書在中」と記入して下さい。